

山形県低炭素建築物新築等計画認定に係る要綱

(趣旨)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき知事が行う低炭素化のための建築物の新築等に関する計画の認定及び変更の認定に係る事務については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事前審査に係る書類の添付)

第2条 法第53条第1項の規定による認定申請を行う者（以下「認定申請者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（ただし、申請に係る建築物が人の居住の用以外の用に供する部分を有する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。）から交付された当該低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価された旨の書類（次項において「適合証」という。）の写し（原本を照合したもの）を認定申請書に添付することができる。

- 2 知事は、適合証が添付された前項の認定申請書を審査する場合は、法第54条第1項第1号及び第3号に定める基準に関する審査を省略することができる。
- 3 前2項の規定は、法第55条第1項の規定による変更申請について準用する。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請者は、その申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請書取下げ届（別記様式第1号）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(低炭素化のための建築物の新築等の中止に係る届出)

第4条 法第54条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等（法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）に着手する前に、これを中止したときは、認定低炭素建築物新築等

中止届（別記様式第2号）の正本及び副本に省令第43条第1項の通知を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第55条第1項の規定による変更申請について準用する。

（建築物の譲渡等の届出）

第5条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素化のための建築物を他人に譲渡した場合又は当該低炭素化のための建築物の名義を変更した場合は、認定低炭素建築物等譲渡（名義変更）届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、認定建築主からの譲受人又は後名義人が行うこともできる。

（軽微な変更の届出）

第6条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画について法第55条第1項に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更届（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更に関する証明書）

第6条の2 省令第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書（別記様式第5号）に変更内容を記載した図書を添付し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容が、省令第44条に規定する軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書（別記様式第6号）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請の内容が、省令第44条に規定する軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書（別記様式第7号）を交付するものとする。

（報告）

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素化のための建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記様式第8号）に建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建築確認が不要な工事の場合は、計画に従って当該工事が行われたことを建築士が確認した内容の書類）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 認定建築主は、知事より法第56条に基づく報告を求められたときは、認定低炭素建築物状況報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律
(昭和 54 年法律第 49 号) 第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関により
交付された第 2 条第 1 項に係る適合証については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。